

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表について

エフオーテクニカは、女性活躍推進法に基づき、男女の賃金の差異について公表します。

(1) 男女の賃金の差異の情報の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 162 号）に基づき、常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主に対し、令和 4 年 7 月 8 日から義務付けられています。

(2) 対象事業年度

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

(3) 公表先

自社ホームページ及び女性活躍推進企業データベース

(4) 男女の賃金の差異

男女の賃金の差異とは、男性社員の賃金の平均に対する女性社員の賃金の平均を割合（％）で示したもの（小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで表示）です。

エフオーテクニカは、職務内容やスキル、経験に基づいた客観的な評価を実施するために、性別に関係なく公正な評価制度を整備し構築する事に努めています。

また、女性が管理職などのキャリアアップを阻まれる要因を取り除き、能力に応じた昇進・昇格機会を公平に提供することも不可欠だと捉え、さらに、育児や介護と仕事の両立支援策を充実させ、女性がキャリアを中断せずに働き続けられる環境整備に取り組んでいます。

◎ 男女の賃金の差異

正社員・・・78.7 %

契約社員・・・72.5 %

全社員・・・73.9 %